八街市公告

印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の縦覧

令和８年９月２９日千葉県決定に係る印旛広域都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和４３年法律１００号）第２０条第２項の規定により、八街市役所建設部都市計画課において縦覧に供する。

令和８年９月２９日

八街市長　北村　新司